

# 米沢市地域防災計画の修正案に対する意見等

[令和3年10月6日]

	該当箇所	ページ	該当項目
			新旧対照表 第6章 第1節 3 (1) 火山地域市町村
1	意見等	構成機関	福島地方気象台
		修正理由が「福島市地域防災計画と整合」とされているが、それで良いか。	
	理由等 (検討経過)	(記載内容については意見なし)	

	該当箇所	ページ	該当項目
			新旧対照表 第6章 第2節 1 (3) (4)
2	意見等	構成機関	福島地方気象台
		修正理由が「福島市地域防災計画と整合」とされているが、それで良いか。	
	理由等 (検討経過)	(記載内容については意見なし)	

	該当箇所	ページ	該当項目
			新旧対照表 第6章 第2節 6
3	意見等	構成機関	福島地方気象台
		修正理由が「福島市地域防災計画と整合」とされているが、それで良いか。	
	理由等 (検討経過)	(記載内容については意見なし)	

	該当箇所	ページ	該当項目
			全ページ
4	意見等	構成機関	福島地方気象台
		文書ヘッダー部分が「第11章 原子力災害対策計画」を「第6章 火山災害対策計画」に修正。	
	理由等 (検討経過)	記述の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第6章 第1節 1 (1) ア 吾妻山の概要
5	意見等	構成機関	三浦委員
		以下の内容に差し替えることを提案する。 「玄武岩～安山岩の多数の成層火山からなり、西大巔、西吾妻山、中吾妻山、東吾妻山、高山により構成される南列及び藤十郎、東大巔、昭元山、一切経山で構成される北列の2列に大別される。南列より北列が新しく、それぞれの列では西より東の方が新しく形成された。北列の多くの火山は山頂火口をもち、特に東部の一切経山付近には、五色沼・大穴・桶沼・吾妻小富士など多くの新しい火砕丘・火口がある。有史以降の噴火は北側火口列の一切経山の水蒸気噴火又はマグマ噴火で、その南～東斜面には噴気地帯が広く分布している。」（「福島県地域防災計画」第5章、第1節、第1、2、(1)より引用）	
	理由等 (検討経過)	「福島県地域防災計画」との整合性をはかるため、また、気象庁HP「噴火に関する用語」によれば、「爆発」という用語について『現在は、原則として「噴火」で統一して使用するが、桜島や霧島山など、「爆発」の用語が地元で定着している場合には、爆発地震の有無、空振の大きさ、大きな噴石の飛散距離などの条件を満たす噴火について、「爆発」を使用することがある。』と記載されているため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第6章 第1節 1 (1) イ 吾妻山の火山活動
6	意見等	構成機関	福島地方気象台
		有史以降の噴火履歴「1893年」を「1893～1895年」に修正	
	理由等 (検討経過)	複数年にわたる噴火のため	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第6章 第1節 1 (1) イ 吾妻山の火山活動
7	意見等	構成機関	三浦委員
		以下の内容に差し替えることを提案する。 「2014(平成26)年12月～2016(平成28)年10月、2018(平成30)年9月～2019(平成31)年4月、2019(令和元)年5月～2019(令和元)年6月の期間で大穴火口周辺における火山活動が活発化し、噴火警戒レベル2(火口周辺規制)に引き上げられた。」（「福島県地域防災計画」第5章、第1節、第1、2、(1)より引用）	
	理由等 (検討経過)	「福島県地域防災計画」との整合性をはかるため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第6章 第1節 1 (2) 火山活動に伴い予想される現象及び被害
8	意見等	構成機関	三浦委員
		「1893年(明治26年)5月19日吾妻山の一切経山が爆発して」との記載を「1893年(明治26年)5月19日吾妻山の一切経山が噴火して」と修正すべき。	
	理由等 (検討経過)	気象庁HP「噴火に関する用語」によれば、「爆発」という用語について『現在は、原則として「噴火」で統一して使用するが、桜島や霧島山など、「爆発」の用語が地元で定着している場合には、爆発地震の有無、空振の大きさ、大きな噴石の飛散距離などの条件を満たす噴火について、「爆発」を使用することがある。』と記載されているため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第6章 第1節 2及び3
9	意見等	構成機関	福島地方気象台
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・項番2と3の内容や記載順の整理が必要。</li> <li>・防災体制、レベルにあわせた防災対応の順に記載してはどうか。</li> </ul>
	理由等 (検討経過)		防災体制の大枠と、レベルにあわせた防災対応等に関する記述が混在している。

	該当箇所	ページ	該当項目
			第6章 第1節 3 (2) 火山災害警戒地域
10	意見等	構成機関	福島地方気象台
			鳥海山と蔵王山の部分は省略してはどうか。
	理由等 (検討経過)		3項は吾妻山のことを記述しているため

	該当箇所	ページ	該当項目
			第6章 第1節 6 (2) 観測体制の整備状況
11	意見等	構成機関	三浦委員
			表の「観測機関名」に防災科学技術研究所及び国土地理院を追加するべき。
	理由等 (検討経過)		「山形県地域防災計画」と整合させるため。

	該当箇所	ページ	該当項目
			第6章 第1節 6 (2) 火山の常時観測体制の表
12	意見等	構成機関	福島地方気象台
			仙台管区気象台の観測機器のある、「監視カメラ（臨時含む）」を「監視カメラ」に修正。
	理由等 (検討経過)		現状に合わせた修正

	該当箇所	ページ	該当項目
			第6章 第1節 7 (1) イ 噴火予報
13	意見等	構成機関	福島地方気象台
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の通り修正 「火山活動の状況が静穏である場合あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表するもの」</li> </ul>
	理由等 (検討経過)		記述の適正化

	該当箇所	ページ	該当項目
			第6章 第1節 7 (1) ウ
14	意見等	構成機関	福島地方気象台
			「噴火警戒レベルの導入」を「噴火警戒レベル」に修正
	理由等 (検討経過)	記述の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第6章 第1節 7 (1) ウ
15	意見等	構成機関	福島地方気象台
			吾妻山の噴火警戒レベル表のレベル4のキーワードを「高齢者等避難」から「避難準備」に修正
	理由等 (検討経過)	キーワードの変更は令和3年12月中旬を予定しているため、それより前に計画を見直す場合は、修正が必要	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第6章 第1節 7 (2)
16	意見等	構成機関	福島地方気象台
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の通り修正 「仙台管区気象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。 噴火速報は以下のような場合に発表する。</li> <li>・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</li> <li>・ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合※</li> <li>・ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</li> </ul> ※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。 なお、噴火の発生を確認するに当たっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。」
	理由等 (検討経過)	記述の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第6章 第1節 7 (3)
17	意見等	構成機関	福島地方気象台
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の通り修正 「仙台管区気象台は、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある」と判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝える ため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</li> <li>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。」</li> </ul>
	理由等 (検討経過)	記述の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第6章 第1節 7 (4)
18	意見等	構成機関	福島地方気象台
		<p>降灰予報と火山ガス予報を項目を分けて記述する</p> <p>(4) 降灰予報の内容と発表 気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。</p> <p>①降灰予報（定時） ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</p> <p>②降灰予報（速報） ・噴火が発生した火山（注1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 （注1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p> <p>③降灰予報（詳細） ・噴火が発生した火山（注2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。 ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。 （注2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。 （降灰量階級と降灰の厚さの表は修正なし）</p> <p>(5) 火山ガス予報の内容と発表 仙台管区気象台は、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。</p>	
	理由等 (検討経過)	記述の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第6章 第1節 7 (5) その他の情報等の内容と発表
19	意見等	構成機関	三浦委員
		<p>「噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするため・・・」との記載を「噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を周知するため」と修正すべき。</p>	
	理由等 (検討経過)	前後の文体と整合させるため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第6章 第1節 7 (5)
20	意見等	構成機関	福島地方気象台
		<p>・次の通り修正 (6) その他の情報等の内容と発表 噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区気象台が発表する。 ア（修正なし） イ（修正なし） ウ 噴火に関する火山観測報 噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。</p>	
	理由等 (検討経過)	記述の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第6章 第1節 7 (6)
21	意見等	構成機関	福島地方気象台
			<p>・次の通り修正 (7) 噴火警報等の伝達</p> <p>市及び報道機関等は、伝達を受けた噴火警報等を市町村防災行政無線等により、住民、登山者及び観光客等への伝達に努める。なお、市は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルでは4以上に相当）、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者及び観光客等に伝達する。</p> <p>噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベルを含む）、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報等の伝達は、次の系統による。</p>
	理由等 (検討経過)	記述の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第6章 第1節 7 (6)
22	意見等	構成機関	福島地方気象台
			連絡系統図にJ-ALERTや警察、消防などのルートも記載してはどうか。
	理由等 (検討経過)	山形県地域防災計画の連絡系統図や内閣府の「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引」を参考とされたい。	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第6章 第1節 8 (3) 表10
23	意見等	構成機関	福島地方気象台
			<p>気象庁（仙台管区気象台、福島地方気象台、山形地方気象台）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「関係機関に対する情報提供」の後改行</li> <li>・「・噴火時等の現地調査」を「・噴火時等の現地調査」に修正</li> </ul>
	理由等 (検討経過)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記述の適正化</li> <li>・活動の活発化等、噴火時以外にも現地調査を実施することがあるため</li> </ul>	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第6章 第2節 1 (4) 融雪泥流浸水予想区域内（吾妻山）からの避難等
24	意見等	構成機関	長橋委員
			見出しと②について、「融雪泥流」を「融雪型火山泥流」とする。
	理由等 (検討経過)	第1節1 予想される被害 (2) の表1では、「融雪型火山泥流」と記述されており、用語としてはこれが正しいため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第6章 第2節 1 (4)
25	意見等	構成機関	福島地方気象台
			項目名および本文内の「融雪泥流」を「融雪型火山泥流」に修正
	理由等 (検討経過)	記述の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第6章 第2節 (5) 表11
26	意見等	構成機関	福島地方気象台
			レベル4のキーワード 「高齢者等避難」を「避難準備」に修正
	理由等 (検討経過)		キーワードの変更は令和3年12月中旬を予定しているため、それより前に計画を見直す場合は、修正が必要

	該当箇所	ページ	該当項目
			第6章 第2節 (5) 表11
27	意見等	構成機関	福島地方気象台
			レベル4の住民等の行動及び登山者・入山者等への対応の欄の「要支援者」を「要配慮者」に修正。
	理由等 (検討経過)		記述の適正化

※福島地方気象台からの意見については、仙台管区気象台・山形地方気象台・福島地方気象台で意見をすり合わせのうえ、当該3委員まとめた意見となっています。